三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林　純生　様

三田市文化スポーツ課

平成 30 年 10 月 17 日付けメールについて（回答）

平成 30 年 10 月 17 日付け貴会からのメールでのご質問について、下記の通り回答いたします。

記

視覚障害者の「郵送貸出サービス」等について
質問1
障害等級4級未満の視覚障害者は専用資料「点字資料・録音図書・デイジー」の利用も制限されるのですか。もし、そうでなく利用可能だとしたら、前記回答で何故「案内」がなされなかったのですか。
【回答】
ご指摘のとおり、障害等級4級未満の視覚に障害のある方がご来館いただいた場合、専用資料「点字資料・録音図書・デイジー」の利用は可能です。正しい案内ができなかった点については、障害者サービスの運用の中で、視覚に障害のある方が来館した時に専用資料を貸出する運用設定が無かったためです。この点については、図書館に改善指示をいたしました。

質問2
三田市が郵送貸出を「4級以上」に限定した経緯と理由を明らかにしてください。また明文規定を開示してください。
【回答】
郵送貸出を「4級以上」に設定した経緯については、文書の保存期間が過ぎており、確認できる書類がないためわかりませんでした。しかし、他市も同様の規定があり、近隣市を参考に設定されたものと推測されます。

質問3
来館が困難な障害等級4級未満の視覚障害者が図書館を利用するために、どのような「合理的配慮」を行っていますか。または計画していますか。
【回答】
視覚に障害のある方が来館されやすい様に、図書館入口から受付カウンターの相談コーナーまで誘導マットを敷設しております。また、来館しないでも読書や調べものができる様に、電子図書館サービスを実施しており、視覚障害者用のページも用意しているなど他館では取り組み例の少ない対応を行っております。
視覚に障害のある方の他にも来館が困難な方について、図書館を利用する権利を保障することは、当然の任務であると考えており、今後引き続き、柔軟な対応を進めます。